

監査措置公告第1号

令和元年12月26日付け31監第57号で提出した令和元年度定期監査（前期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年度定期監査（前期）の結果に関する措置について

令和2年1月20日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 中 川 利 雄

- 1 対象となる監査
令和元年度定期監査（前期）
- 2 指摘された事項についての措置状況
 - (1) 学校教育課（給食センター）
 - ア 業務委託契約書類について
施設の管理上で警備保障委託業務を締結しているが、契約書類の発注者側の押印もれが確認された。直ちに是正されたい。

【措置状況】

実地監査直後、直ちに公印を押下し、是正措置を講じた。

今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

- (2) 生涯学習課（市立図書館、引田図書室）
 - ア 領収書の差し換えに関する対処方法について
図書館利用者に対し、交付する領収書の差し換えが生じた場合の対処について、聴取したところ、領収書の差し換えがあった記録のみで、誰がどう対応したのかが不明であり、会計処理上、正当な行為であったかの確認が取れない状況にある。対処方法が証拠として残るよう是正されたい。

【措置状況】

領収書の差し替えが生じた場合、差し替えた領収書に対応した者に対応経過について記載するとともに、「コピー料金記録簿」にも記載を行う。

以上